

ご家族登録制度《重要事項》

□「ご家族登録制度」は、ご契約者さま（*）に登録いただいたご家族さまに、当社が契約内容に関する情報を提供させていただくことに同意いただく制度です。

* 年金開始後契約においては年金受取人、保険金据置契約においては据置保険金等受取人

□登録いただけるご家族さまは、配偶者もしくは三親等以内のご親族さま（姻族含む）お1人です。

* 三親等以内親族・・・配偶者・親・祖父母・曾祖父母、子・孫・曾孫・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おばとその配偶者等。

□登録されたご家族さまに対しましては、ご加入いただいている全ての契約に関する情報を提供させていただきます。なお、今後新たにご加入いただく契約も対象となりますのでご留意願います。

□登録されたご家族さまからの質問におこたえするときや、当社の担当者が保障見直しなどのご案内をするときの内容は、ご契約者さまに説明させていただく内容と全て同等です。

《例》

- ・入院されたときや万一の場合の保障額について
- ・解約された場合のお支払い金額や契約者貸付制度のご利用可能金額について

□当制度は、申込書を当社（担当者）へご提出いただいた時点からご利用いただけます。ただし、お客様サービスセンターへのご照会は、ご契約者さま宛に郵送させていただく登録完了通知の到着以降にお願いいたします。

なお、三井生命マイページからのお申込みの場合は、受付の翌々営業日よりご利用いただけます。

* 登録いただくご家族さまには、当制度にお申込みいただいたことをご契約者さまよりお伝えください。

* 登録完了通知は、お申込み後1週間を目処に郵送させていただきます。

* 新たに申し込まれる保険契約と同時のご登録の場合は、当該保険契約の成立後から有効となります。

□当制度へのご家族の登録はお申込みの日から3年間有効です。期間内に登録内容の変更・廃止のお申出がない場合は、期間経過後、同期間自動的に継続します。

- 登録のご家族さまによる契約に関するお手続きはできません。お手続きの際は、ご契約者さまご自身でお願いいたします。

- 登録いただいたご家族さまの変更や登録の廃止については、ご契約者さまから当社担当者またはお客様サービスセンターまでご連絡いただくか、三井生命マイページでお手続き願います。

- 当取り扱い内容を変更する場合、最新の取り扱い内容および変更日を三井生命ホームページに掲載します。取り扱い内容の変更にもない登録内容の変更・廃止のお申出がない場合は、変更後の取り扱い内容を承諾したものとみなします。

(平成 28 年 3 月 23 日改定)